

保存版

令和7年6月

保護者の皆様

京都市立向島東中学校
校長 山口 達也

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、台風により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」又は「暴風警報」が発表された場合及び向島・向島藤の木学区に「避難指示(警戒レベル4)」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して頂きますようお願い致します。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校園を見合させ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時から始業(給食は中止)
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合… 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合させ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 … 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 … 3校時から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 … 5校時から始業(給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 … 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難指示(警戒レベル4)が発令された場合などを想定しています。)

4 避難指示(警戒レベル4)が発令された場合について

本校の校区である向島・向島藤の木学区は、「宇治川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。向島・向島藤の木学区のいずれかに避難指示(警戒レベル4)が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難指示等の名称について(学区ごとに発令されます)

※ 「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります。

避難指示等の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】 (危険な場所から全員避難)	緊急安全確保【警戒レベル5】
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<p><u>・危険な場所からすぐに全員避難しましょう。</u></p>	<p><u>・すでに安全な非難ができず、命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。</u></p>

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示(警戒レベル4)が発表された場合について

暴風警報もしくは避難指示(警戒レベル4)が発表された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。その後、安全が確認できた時点で下校とします。

特別警報が発表された場合は、保護者への引き渡し帰宅とし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願い致します。

保存版

令和7年6月

保護者の皆様

京都市立向島東中学校
校長 山口 達也

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して頂きますようにお願い致します。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の伏見区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校からホームページより連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発について

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願い致します。